

9月29日（火曜日）

第5日目

平成27年 9 月29日（火曜日）

議事日程第 5 号

平成27年 9 月29日（火曜日）

開 議 午後 1 時

○市長発言

○教育長発言

第 1 委員長報告

- (1) 一般・特別会計決算特別委員会
- (2) 企業会計決算特別委員会
- (3) 建設水道常任委員会
- (4) 厚生常任委員会
- (5) 総務財政常任委員会

第 2 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第 3 議案の上程

説 明

質 疑

第 4 議案の付託

休 憩

（休憩中、総務財政常任委員会開会）

再 開

第 5 委員長報告

- ・ 総務財政常任委員会

第 6 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第 7 議案乙の上程

説 明

質 疑

討 論

採 決

第8 閉会中審査事件の付託

閉 会

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

日程第2 報告事件の審議

1. 認定第1号 平成26年度大館市一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 認定第2号 平成26年度大館市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 認定第3号 平成26年度大館市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 認定第4号 平成26年度大館市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 認定第5号 平成26年度大館市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6. 認定第6号 平成26年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7. 認定第7号 平成26年度大館市小規模水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 認定第8号 平成26年度大館市休日夜間急患センター特別会計歳入歳出決算の認定について
9. 認定第9号 平成26年度大館市田代診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
10. 認定第10号 平成26年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
11. 認定第11号 平成26年度大館市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
12. 認定第12号 平成26年度大館市公営駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
13. 認定第13号 平成26年度大館市温泉開発特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 認定第14号 平成26年度大館市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
15. 認定第15号 平成26年度大館市都市計画事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16. 認定第16号 平成26年度大館市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
17. 認定第17号 平成26年度大館市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 18. 認定第 18 号 平成26年度大館市水道事業会計決算の認定について
- 19. 認定第 19 号 平成26年度大館市工業用水道事業会計決算の認定について
- 20. 認定第 20 号 平成26年度大館市下水道事業会計決算の認定について
- 21. 認定第 21 号 平成26年度大館市病院事業会計決算の認定について
- 22. 議案第102号 平成26年度大館市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 23. 議案第103号 平成26年度大館市工業用水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 24. 請願第 2 号 戦争につながる安全保障関連 2 法案（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃案を求める意見書の提出要請について
- 25. 請願第 7 号 安全保障関連法案の慎重審議、廃案を求める意見書の提出要請について
- 26. 請願第 8 号 安全保障関連法案の暴挙に対し廃案を求める意見書の提出要請について
- 27. 請願第 9 号 安全保障関連法案に反対を求める意見書の提出要請について
- 28. 陳情第 5 号 安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書の提出要請について
- 日程第 3 議案の上程
 - ・ 議案第104号 反訴の提起について
- 日程第 4 議案の付託
- 日程第 5 委員長報告
- 日程第 6 報告事件の審議
 - 1. 議案第104号 反訴の提起について
 - 2. 陳情第 4 号 マイナンバー制度運用開始の延期と法改正案の凍結を求める意見書の提出要請について
- 日程第 7 議案乙の上程
 - ・ 議案乙第 5 号 大館市議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について
- 日程第 8 閉会中審査事件の付託

出席議員（28名）

1 番 石 垣 博 隆 君	2 番 日 景 賢 悟 君
3 番 武 田 晋 君	4 番 小 畑 淳 君
5 番 虻 川 久 崇 君	6 番 中 村 弘 美 君
7 番 畠 沢 一 郎 君	8 番 伊 藤 毅 君
9 番 阿 部 文 男 君	10番 小 棚 木 政 之 君
11番 藤 原 明 君	12番 田 村 儀 光 君
13番 佐 藤 久 勝 君	14番 仲 沢 誠 也 君

15番	齊藤則幸君	16番	小畑新一君
17番	明石宏康君	18番	佐々木公司君
19番	吉原正君	20番	佐藤健一君
21番	田中耕太郎君	22番	相馬エミ子君
23番	岩本裕司君	24番	佐藤眞平君
25番	富樫孝君	26番	菅大輔君
27番	佐藤芳忠君	28番	笹島愛子君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福原淳嗣君
総務部長	名村伸一君
総務課長	虻川正裕君
財政課長	阿部稔君
市民部長	一関雅幸君
福祉部長	佐藤孝弘君
産業部長	飯泉信夫君
建設部長	佐藤雄幸君
会計管理者	安保透君
病院事業管理者	佐々木睦男君
市立総合病院事務局長	斎藤進君
消防長	佐藤久仁君
教育長	高橋善之君
教育次長	北林武彦君
選挙管理委員会事務局長	山口由秀君
農業委員会事務局長	若松俊一君
監査委員	齋藤誠君
監査委員	蒔苗誠君
監査委員	武田晋君
監査委員事務局長	小林浩君

事務局職員出席者

事務局長	花田一美君
------	-------

次
係
主
主
主

長 笹 谷 能 正 君
長 畠 沢 昌 人 君
查 長 崎 淳 君
查 伊 藤 雅 孝 君
查 北 林 亘 君

午後 1 時 00 分 開 議

○議長（仲沢誠也君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第 5 号をもって進めます。

○議長（仲沢誠也君） 日程に入ります前に、当局より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（福原淳嗣君） 去る 9 月 17 日に本市教育委員会の職員が、秋田県公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例に違反した容疑で逮捕された件につきまして、御報告申し上げます。

法令を順守し市民の皆様から信頼をいただきながら行政に携わっていくべき者が、かかる行為を犯したことにつきまして、被害に遭われた方、並びに市議会・市民の皆様衷心より深くおわびを申し上げます。本件につきましては、昨日、市職員分限懲戒審査委員会が開催され、任命権者である教育委員会において当該職員を厳正なる処分に付することとしております。全職員に対して綱紀の粛清と服務規律の確保について強く指導するとともに、部課長等の管理職員に対しては市民の期待と信頼に応えるべく部下職員の管理・監督になお一層意を配るよう改めて指示をしたところであります。今後、かかることのないよう全職員に公務員倫理を徹底させ、市民の皆様信頼回復に向けて職務に当たってまいることを改めてお誓い申し上げ、御報告とさせていただきます。

○教育長（高橋善之君） ただいま市長から報告がありましたとおり、青少年の健全育成を担うべき市教育委員会職員がかかる恥ずべき行為により逮捕に至ったことはざんきの念にたえず、まずもって被害に遭われた方に深くおわび申し上げる次第でございます。あわせて市議会及び市民の皆様方には、市教育委員会の信頼を大きく損ねる結果を招いたことについて、まことに申しわけなく、ここに重ねて陳謝いたします。当該事案は休日に発生した私生活上の不祥事とはいえ、かかる行為は公務員として職の信用を著しく傷つけ、職全体の不名誉を招いた許せざる行為でありますので、9 月 30 日付をもって厳正に処分する所存でございます。当該職員は採用・配属されて 1 年半になりますが、私自身も彼の上司及び同僚職員たちも目をかけ、手をかけて育成してきた若手職員であるだけに、私どもの指導やかかわりにおいて道から外れることを防ぎ得るすべはなかったものかどうか、幾度も幾度も反すうしながら自省しているところでございます。あわせて、二度とかかる不祥事が起きないよう職員ともども綱紀粛正を徹底し、全力を尽くして信頼の回復に努めてまいる所存でございますので、今後とも御指導・御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

日程第1 委員長報告

○議長（仲沢誠也君） 日程第1、委員長報告を行います。

最初に、一般・特別会計決算特別委員長の報告を求めます。

〔一般・特別会計決算特別委員長 田村儀光君 登壇〕

○12番（一般・特別会計決算特別委員長 田村儀光君） 一般・特別会計決算特別委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

9月14日に設置・選任されました本委員会は、本会議終了後、直ちに第1回の委員会を開き、正・副委員長の互選を行いましたところ、委員長には私が、副委員長には小畑新一委員が選任され、その後、審査日程の協議を行い、9月16日から18日までの3日間で審査を行うことに決定いたしました。

9月16日に第2回の委員会を開き、付託されておりました平成26年度一般・特別会計決算17件について当局の説明を求め、さらに監査委員から審査報告を受けた後、大綱質疑、書類審査を行いました。17日は午前中書類審査を、午後からは一般会計款別審査及び各特別会計の会計別審査を行い、最終日の18日には総括質疑、意見調整、確認・決定という日程で審査を進めた次第であります。

その結果、認定第1号から同第17号までの以上17件につきましては、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

以上が、本委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（仲沢誠也君） 次に、企業会計決算特別委員長の報告を求めます。

〔企業会計決算特別委員長 阿部文男君 登壇〕

○9番（企業会計決算特別委員長 阿部文男君） 企業会計決算特別委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

9月14日に設置・選任されました本委員会は、本会議終了後、直ちに第1回の委員会を開き、正・副委員長の互選を行いましたところ、委員長には私が、副委員長には斉藤則幸委員が選任され、引き続き審査日程を協議しました結果、9月24日、25日の2日間で審査することに決定いたしました。

9月24日に第2回の委員会を開き、各企業会計の決算4件、及び議案2件について当局の説明を求め、さらに監査委員から審査報告を受けた後、大綱質疑、書類審査を行いました。最終日の25日は会計別審査、議案審査、総括質疑、意見調整、確認・決定という日程で審査を進めた次第であります。

その結果、認定第18号から同第21号までの以上4件につきましては、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

また、議案第102号、同第103号の以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上が、本委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（仲沢誠也君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長 齊藤則幸君 登壇〕

○15番（建設水道常任委員長 齊藤則幸君） 建設水道常任委員会に付託されました請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この事件について、去る9月2日、3日、7日の3日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、請願第4号につきましては、閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(降壇)

○議長（仲沢誠也君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 小畑 淳君 登壇〕

○4番（厚生常任委員長 小畑 淳君） 厚生常任委員会に付託されました陳情2件、及び閉会中の継続審査を付託されておりました請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの事件について、去る9月2日、8日の2日間にわたり審査いたしました結果、本定例会において付託されました陳情第2号、及び同第3号の以上2件につきましては、いずれも閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

また、閉会中の継続審査を付託されておりました請願第1号につきましては、再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(降壇)

○議長（仲沢誠也君） 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 小棚木政之君 登壇〕

○10番（総務財政常任委員長 小棚木政之君） 総務財政常任委員会に付託されました請願3件、及び陳情1件、並びに閉会中の継続審査を付託されておりました請願1件の以上5件につきまして、去る9月2日、8日、14日の3日間にわたり審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので御報告申し上げます。

まず、請願第7号についてであります。一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。また、不採択とすべきものと決定いたしまし

た請願第7号と同一趣旨であります、請願第8号、同第9号、及び陳情第5号、並びに閉会中の継続審査を付託されておりました請願第2号の以上4件につきましても、同様に不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上が、総務財政常任委員会に付託され、決定いたしました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（仲沢誠也君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

日程第2 報告事件の審議

○議長（仲沢誠也君） 日程第2、報告事件の審議を行います。

審議は、お手元に配付しております審議順序表（第2号）により、順次議題といたします。

○議長（仲沢誠也君） 最初に、認定第1号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。28番、笹島愛子君。

〔28番 笹島愛子君 登壇〕

○28番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。認定第1号 平成26年度大館市一般会計歳入歳出決算の認定について、不認定の立場で討論を行います。

平成26年度の予算は前小畑市長が提案し、その予算が執行された決算であります。私が予算に対し反対した内容の改善、及び予算の修正が行われることもなく執行された決算でありますので、不認定であることを表明するものです。しかし、平成26年度予算には長年要望し続けて実施されました住宅リフォーム緊急支援事業や路線バスのフリーパス券支援事業の継続など、評価できる面も多々ありました。新しく大館市のかじを取ることになりました福原市政でありますので、反対の内容の詳細は申し上げませんが、1件だけ述べて討論とします。それは、この決算において公立保育園4園の指定管理が行われ、保育を公的な運営から手放したことはとても認められるものではないからです。今後は福原市長のもと、子育て応援などの施策に力を注いだ予算等が提案されますことを要望して討論を終わります。(降壇)

○議長（仲沢誠也君） 以上で、通告による討論は終了しました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（仲沢誠也君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

○議長（仲沢誠也君） 次に、認定第2号から同第21号までの以上20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上20件を一括して採決いたします。

本20件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本20件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（仲沢誠也君） 御異議なしと認めます。

よって、以上20件は委員長の報告のとおり決しました。

○議長（仲沢誠也君） 次に、議案第102号及び同第103号の以上2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上2件を一括して採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（仲沢誠也君） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲沢誠也君） 次に、請願第2号、同第7号から同第9号まで、及び陳情第5号の以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告があります。

最初に、22番、相馬エミ子君の発言を許します。

〔22番 相馬エミ子君 登壇〕

○22番（相馬エミ子君） 安全保障関連法案の廃案、または撤回を求める意見書の提出を要請する請願第7号から同第9号までの以上3件に対し、賛成の立場で討論を行います。

これまで戦後70年間、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法が9月19日未明に参議院本会議で自民・公明両党の賛成多数により強行採決で可決されました。良識の府である参議院の存在価値が問われ、このような憲政史上初めての国会運営によって戦争法案が可決されたことは、子々孫々まで禍根を残すことが明白であります。不戦の誓いこそが戦後の日本の原点であり、二度と再び戦争をしないことが国民一人一人の切実なる願い、思いなのです。この70年間、私たちは戦争放棄をうたう憲法9条に支えられ、守られてきたのです。安倍政権は憲法違反を指摘されているにもかかわらず、強行採決をしなければならない理由がどこにあるのでしょうか。憲法の番人と言われる元最高裁長官、歴代の内閣法制局長官、弁護士やほとんどの憲法学者が違憲であるとしております。また、与党推薦の公聴人からも違憲の声が上がる中で安倍首相や閣僚の答弁は紆余曲折し、法案の目的・内容など全てが不明確です。このようなことから安保法案に対する疑問や反対の声は、収束するどころか日増しに各地に広がり、全国津々浦々で大きな運動が展開されているのであります。そして、衆議院で受理された意見書は443件にも上っております。内容は、安保法案への反対表明と慎重な審議を求める意見が多く、県内の自治体では8議会が16件の意見書を国へ提出しております。そのうち、法案の成立を望んでいるのは秋田県議会の1件のみとなっております。残る15件はいずれも法案に反対する内容であったと9月19日付の魁新報で報道されておりました。また、世論調査では市民社会の多くが安保法案に反対で、説明不足とする人が80%を超えており、内閣支持率は低落し、内閣不支持が上回っている状況にあります。参議院の強行採決は民主主義への冒瀆であり憲法理念に反する議会運営と言わざるを得ません。選挙によって多数の議席を得たからといって全てが負託されたわけではないのです。だからこそ委員会審査があり、公聴会があり、意見書の制度が存在するのだと思います。そのことを不問にし、議会運営を数に頼って強行に進める手法は暴挙であります。民主主義とは言えないと思います。最近では地方議会でも数の力だけで進める傾向が見られます。民主主義のあり方を問い直すよい機会でもあると思います。

戦後70年の平和への営み・暮らしが、ただ数の力だけによって強引に変えられてしまうことに憤りを感じているのは私だけでしょうか。みなさん、不戦の願いは政治家であろうと一般市民であろうと全ての人の共通の願いであるはずで、大館市議会も、不採択のままで果たしているのですか。日本が憲法に違反する形で集団的自衛権を認め、戦争への一步を踏み出すことになるのです。これでいいのですか。みなさんには愛する家族はいないのですか。子供や孫たちのことを考えないのですか。党派を越えて会派に捉われず人として真剣に考え声を上げようではありませんか。国の問題だからといって無関心ではいけないと思います。主権者であるのは、私たち国民です。安倍首相はアメリカとの連携強化により抑止力を高め中国の台頭に対抗しようとしておりますが、武力に頼るよりも戦後日本が築き上げてきた平和主義を発展させるほうが賢明であり、日本の安全保障をそんな観点から考えてみるべきではないでしょうか。しかも当市は、昭和59年に全県に先駆けて非核平和都市宣言をしています。当時の先輩議員たちが世界の恒久平和を願って宣言したものであり、今ここで私たち市議会が非核平和都市宣言を裏切るようなことを決してしてはならないと思います。不戦の誓いが揺らぐことのないよう後世に伝えていく義務が私たち議員にあると思うのです。最後に、7月23日の朝日新聞に投稿された京都在住の86歳の加藤さんという方の記事を見て私は胸がいっぱいに詰まりました。ここで紹介したいと思います。そのタイトルは「学生デモ 特攻の無念重ね 涙」です。「安保関連法案が衆議院を通過したとき、とても耐えられない思いでした。だが、学生さんたちが反対のデモを始めたとき、特攻隊を目指す元予科練だった私は、うれしくて、うれしくて涙を流した。体の芯から燃える熱で涙がとまらない。お湯になってしまった。「おーい、特攻で死んでいった先輩や仲間たちよ、今こそ俺たちは生き返ったぞ」とむせび泣きながら叫んでいた。死ねと命じられて爆弾もろとも敵艦に突っ込んで行った特攻隊員たちよ、人生には心からの笑いもあり、友情も恋もあふれて咲いていたことも知らずに五体爆裂し肉片となって恨み死した16歳、18歳、20歳と若かった我々が生まれ変わってデモ隊となって立ち並んでいるように感じられた。学生さんたちよ、よくぞ立ち上がってくれた。心から感謝するよ。今のあなたたちのように、我々仲間も生きていたかったんだぞ。合掌」。このように戦争にはいかなる勝者もなく全ての人が傷つくということを、多大な犠牲を払って私たちは学んできたはずで、深い反省のもとに絶対不戦を誓ったのです。皆さん、あの重い教訓を決して忘れてはなりません。それゆえに、不戦や核廃絶、さらに恒久平和を訴え続けていくことに意義があると思うのです。それは、唯一の被爆国である日本にしかできないことであります。さきの総務財政常任委員会において、安保関連法案廃案を求める意見書の提出要請に関する請願が不採択となりましたが、安保関連法案は絶対に容認できない深刻な問題だと思います。子供や孫たちの将来に禍根を残さないためにも、全ての命を守るためにも安保関連法案の廃案、撤回を求める意見書の提出要請について、皆さんの御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。大館市議会ここにあり。さあ、皆さん、安保関連法案を撤回させるため、一緒に立ち上がりましょう。

多くの大館市民が注目しています。よろしくお願ひします。ありがとうございました。(降壇)

○議長(仲沢誠也君) 次に、28番、笹島愛子君の発言を許します。

〔28番 笹島愛子君 登壇〕

○28番(笹島愛子君) 笹島愛子です。安保関連法案の慎重審議、または廃案を求める請願・陳情に賛成の討論を行います。

9月8日の総務財政常任委員会では、私は3点の角度から意見を述べて採決するよう求めました。しかし、残念ながら2対4で継続審査となってしまいました。傍聴した市民の方々からは、余りにも短時間で決まってしまったこと、積極的な議論が行われていないことに、驚きとともに怒りの声がたくさん出たようです。皆さんもお読みになったと思いますが、請願というものを初めて書いて、初めて委員会を傍聴した代表の方がふんまんやる方ない思いを地元紙に投稿しておりました。そして、14日の総務財政常任委員会で審査した結果、2対3で不採択となり、19日には参議院で採決が強行され法律を成立させてしまいました。翌日、9月20日付の全国紙には成立した安保関連11法の要旨もしくは全文が掲載されておりました。これだけ膨大な法案に賛成した国会議員の方は全て頭に入り問題なしと納得した上で賛成したのでしょうか。もし、そうだとしたらこの法律は憲法違反だとほとんどの専門家が根拠を示して批判していることにどのような反論をするのでしょうか。さらに、憲法違反かどうかを決めるのは最高裁だと安倍首相は繰り返し述べましたが、その最高裁の元長官が集団的自衛権を認める立法は憲法違反だと断定したことに、どのような反論ができるのでしょうか。また、この間、特別委員会では100回を超えて審議が中断されるほど答弁不能が続きました。このような状況をどのように説明するのでしょうか。また、中央公聴会で発言した方々の報告を特別委員会で詳細に行わなかったことに対し、賛成した国会議員の皆さんは国民にどのような報告をするのでしょうか。この法案が通った後の連休に国会議員の方々には地元に戻り、街頭演説などで報告したと新聞報道されていましたが、インタビューを受けた方は強行採決後に報告するのではなく、国民が納得するまで議論すべきだったなどの声が載っておりました。本当にそうだと思います。しかし、この法案をめぐるこの間の国民の運動に、私は未来があることも感じました。それは、組織されていない若い人たちや子供をおんぶしたママさんたち、毎日テレビなどで見る芸能人・ミュージシャン・映画人・お笑い芸人の方々も自分の意思を表明しています。そして、法律成立後も「このことは忘れない、これからも廃止させるように頑張る」と行動しています。このような中、大館市議会の委員会において、6月に継続審査にし、9月に不採択となってしまったことは本当に残念でなりません。国会では通されましたが、私は今後、廃止に向けて頑張るという意思表示をして、討論にしたいと思います。最後に、若い人たちの思いを一言ずつ伝えたいと思います。1人目が中央公聴会で発言した奥田さんという23歳の方です。この方は「どうか政治家の先生たちも個人でいてください。この国の民の意見を聞いてください。勇気を振り絞

りとうとい行動をとってください」。大学3年生の女性は街頭でマイクを持って「日曜日の午後、お騒がせしてごめんなさい。私は安保法案に反対しています」と話し始め、「武力を使わないで国を守るなんて理想だという声を耳にします。しかし、いつだって私たちは理想を描き、それに向かって歩いていくのではないのでしょうか。それこそが希望となり、生きる活力となっていくのではないのでしょうか」と、21歳の方はこのように言っています。もう1人の方は大学4年生の女性です。「私が奨学金を受けながら学んだのは権力と戦う知性です。ここには多くの批判的な思考をできる人たちがいる。私たちは権力に対する沈黙を破ります」。最後に若い人ではありませんが、中央公聴会で発言されました慶應義塾大学名誉教授の小林節氏が「かつて私は改憲要件を緩和するための憲法第96条の改定を裏口入学と申し上げました。今度は正門の突破です。入ってはいけない閉じられた門を蹴破って入るようなものです」と、このように述べています。改めてこれらの法律を廃止にするまで、廃止するための新しい政府をつくることに全力を尽くす決意を述べて私の討論を終わります。(降壇)

○議長(仲沢誠也君) 以上で、通告による討論は終了しました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(仲沢誠也君) これにて討論を終結いたします。

これより、以上5件を一括して採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも不採択であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(仲沢誠也君) 起立多数であります。

よって、以上5件は委員長の報告のとおり決しました。

○議長(仲沢誠也君) 以上で、報告事件の審議は全部終了いたしました。

日程第3 議案の上程

○議長(仲沢誠也君) 日程第3、議案の上程を行います。

本日送付ありました議案第104号を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) 本日提出いたしました議案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

議案第104号は、反訴の提起についてであります。

平成25年度に県の緊急雇用創出等臨時対策基金事業を活用して、市が発注した市民向けサイ

ト構築事業において、業務仕様書に定めた新規雇用就業者5人のうち1人が市の業務に従事していなかったことが判明したことから、業務委託料1,537万2,000円のうち、雇用者1人分に当たります237万3,120円を受注業者であるオピシステム通信工業株式会社に対し、本年3月30日付で返還請求したところであります。市が行った返還請求に対し、受注業者から誤った事実に基づく返還請求であるとして、去る6月19日付で返還債務が存在しないことを確認するための訴えが秋田地方裁判所に提起されました。市といたしましては、当該債務不存在確認請求事件において存否が争われている返還金請求権について、受注業者に対し返還金の支払いを求めるため反訴を提起すべきと判断し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(仲沢誠也君) これより、ただいまの上程議案に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(仲沢誠也君) なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第4 議案の付託

○議長(仲沢誠也君) 日程第4、議案の付託を行います。

議案第104号は、お手元に配付しております議案付託表(第4号)のとおり、総務財政常任委員会に付託いたします。

議 案 付 託 表 (第4号)

番 号	件 名	付託委員会
議案 第104号	反訴の提起について	総 財 委

○議長(仲沢誠也君) この際、議事の都合により休憩いたします。

午後1時47分 休 憩

午後2時6分 再 開

○議長(仲沢誠也君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 委員長報告

○議長(仲沢誠也君) 日程第5、委員長報告を行います。

付託事件について、委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 小棚木政之君 登壇〕

○10番（総務財政常任委員長 小棚木政之君） 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、本日上程され、本委員会に付託されました単行案1件についてであります。この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き審査いたしました結果、議案第104号反訴の提起については、当該訴訟事件に対し債権回収のための反訴は妥当であると認められることから、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、本定例会において付託されておりました陳情第4号についてであります。この事件について去る9月2日、8日、14日、及び先ほどの本会議休憩中に開催いたしました本委員会において審査いたしました結果、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上が、総務財政常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲沢誠也君） 暫時、休憩いたします。

午後2時08分 休 憩

午後2時16分 再 開

○議長（仲沢誠也君） 再開いたします。

日程第6 報告事件の審議

○議長（仲沢誠也君） 日程第6、報告事件の審議を行います。

最初に、議案第104号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲沢誠也君） 次に、陳情第4号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仲沢誠也君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

日程第7 議案乙の上程

○議長（仲沢誠也君） 日程第7、議案乙の上程を行います。

議案乙第5号を上程いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程いたしました議案乙1件は、所定の手続を省略し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案乙1件は直ちに議題とすることに決しました。

○議長（仲沢誠也君） **議案乙第5号** 大館市議会会議規則の一部を改正する規則案の提出についてを議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中審査事件の付託

○議長（仲沢誠也君） 日程第8、閉会中審査事件の付託を議題といたします。

各委員長から、目下、各委員会で審査中の請願2件、陳情2件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のあった請願・陳情合わせて4件は、お手元に配付しております閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（仲沢誠也君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託することに決しました。

閉 会 中 審 査 事 件 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
請願 第1号	セシウムを含む焼却灰の受け入れ再開への反対について	厚 生 委
〃 第4号	黒沢集落の崩落した橋の復旧について	建 水 委
陳情 第2号	歯科専門職である歯科衛生士を市の正職員として雇用することについて	厚 生 委
〃 第3号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出要請について	〃

○議長（仲沢誠也君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成27年9月大館市議会定例会を閉会いたします。

午後2時21分 閉 会

平成27年9月29日

大館市議会議長

署名議員 7 番

署名議員 8 番

署名議員 9 番